

(平成21年11月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 19 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 14 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から53年3月まで

私は、厚生年金保険の加入歴があるからとの思いもあり、国民年金保険料を納付していなかったが、昭和53年ごろ、市役所で、夫と共に、義父の死亡に関する届出を行った際に、国民年金の相談をしたところ、窓口の女性職員から、「納付していない8年間分の保険料をまとめて納付すれば、厚生年金につながる。」と保険料の納付を勧められたことを覚えている。夫は、商売上、常時20万円から30万円の現金を所持しており、保険料をまとめて納付してくれた。それを証言してくれるはずの夫も既に他界し、領収書も保管していないが、申立期間についてはさかのぼって保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和53年ごろ、市役所で、夫と共に義父の死亡に関する届出を行った際に、国民年金の相談をしたところ、窓口の職員から「納付していない8年間分の保険料をまとめて納付すれば、厚生年金につながる。」と納付を勧められ、申立人の夫が、常時所持していた20万円から30万円の現金で、申立人の過去の国民年金保険料をまとめて納付してくれたと主張しているところ、さかのぼって納付したとする53年は、7月以降、第3回特例納付の実施期間中である上、申立期間は記録上強制加入期間であり、納付したとする保険料の原資と申立期間を特例納付した場合の保険料額に乖離はみられない。

さらに、申立人の実姉によると、当時、申立人から、「夫が高額の国民年金

保険料をまとめて納付してくれた。」と聞いた記憶があると証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、当該期間のうち、厚生年金保険被保険者期間を除く36年4月から37年10月までの期間及び38年8月について、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、同居していた義父から、「国民年金制度ができる。」と聞いて、近隣の同年代の人達と一緒に加入手続を行った。保険料は、婦人会の集金で毎月100円納付していた。自分自身も、1か月交替で、婦人会の集金当番をしていた。二男が産まれた後、パートで勤めた際、厚生年金保険に加入していたが、その当時、厚生年金保険に加入したら、国民年金をやめるように教えてくれる人も無く、国民年金保険料も納付していた。その後、正社員で働きだした際、厚生年金保険と重複して納付する必要が無いことが分かったので、その年の年度末で、国民年金保険料の納付をやめた。国民年金手帳は預けており、昭和42年にA社で働きだしたころ、婦人会か、役場だったか忘れたが、国民年金手帳を取りに来るように言われたものの、結局そのままにしてしまった。

定年で会社を辞めた際、町役場に年金相談に行ったが、国民年金の加入期間が全くないと聞いて驚いた。社会保険事務所にも、確認に行ったが、記録は無いと言われ、納得はできなかったが、その時はあきらめるしかなかった。申立期間については婦人会を通じて間違い無く保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度ができた際、近隣の同年代の人達と一緒に、加入手続を行い、集落単位で婦人会組織を通じて保険料を納付したと主張していると

ころ、一緒に加入手続をしたとする近隣の同年代の住民6人の納付記録では、厚生年金保険被保険者期間を除き、6人全員が申立期間の保険料を納付していることが確認できる上、町役場によると、申立人の居住していた地域は小集落であり、国民年金発足時から婦人会組織を通じて保険料を収納していたとしており、申立人の主張には信憑^{びよう}性がうかがえる。

また、申立人は、昭和42年ごろ、国民年金手帳について、婦人会か役場に取りに来るように言われたと記憶しているとしているところ、町の元職員は、申立期間当時、国民年金手帳は町役場で預り、更新後は、婦人会を通じて返却していたと証言しており、申立人の主張と一致する。

さらに、昭和36年4月から国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付している隣人の一人は、「申立人も、国民年金制度ができた際、一緒に加入し、保険料を納付していたと記憶している。」と証言している上、別の隣人は、「当時、小さな集落での、婦人会組織を通じた集金だったこともあり、加入できる人は加入しようという風潮であった。」と証言しており、このような地域性の中で、国民年金に加入することが可能であった申立人が、国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付していたとすることに不自然さはみられない。

なお、当該期間のうち、昭和37年11月から38年7月までの期間及び38年9月から39年3月までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことが明らかであることから、年金記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、国民年金被保険者となり得ない厚生年金保険被保険者期間を含む申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から43年3月まで

私の妻によると、結婚した昭和37年5月には、私は既に国民年金に加入しており、それまでは母親が保険料を納付していたとのことである。その後、同年10月から43年3月までの期間も間違い無く納付していた。保険料は150円から450円であった。A町のBさんが集金に来ていた。

申立期間が未納となっていることに納得できない。なお、引っ越しにより当時の資料は保存していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、結婚前であり、国民年金保険料は同居の母親が納付していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同居していた母親と連番で、昭和36年4月ごろに払い出されていることがうかがえる上、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親については、申立期間①が納付済みであり、その後も60歳に達するまで国民年金保険料をすべて納付しており納付意識が高いものと考えられ、申立人のみ未納とされているのは不自然である。

一方、申立期間②については、申立人は、当該期間は結婚後の期間であるため、母親とは別世帯となったこともあって、妻が申立人の国民年金保険料を納付していたとし、集金人の名前を記憶しているとしているが、市によれば、当該集金人は申立期間②の直後である昭和43年度から国民健康保険料の集金に従事していた嘱託員であり、申立期間②の国民年金保険料については関与して

いなかったとしており、申立内容と一致しない。

また、申立期間②のうち、昭和41年4月から43年3月までの期間については、申立人が所持している41年4月発行の国民年金手帳によると、昭和41及び42年度の印紙検認記録欄（手帳の左側のページ）には検認印が無い上、年度末に切り取られ、納付記録と照合される印紙検認台帳（手帳の右側のページ）については、空欄のまま切り離されていないことが確認できる。

さらに、申立期間②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成5年11月及び同年12月を47万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成5年11月及び同年12月の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から11年8月10日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、平成5年11月から退職するまでの期間について、当時受け取っていたと記憶する給与額と標準報酬月額とが相違しているので、調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

社会保険庁の記録によると、申立期間のうち、平成5年11月及び同年12月に係る標準報酬月額の記録については、6年1月28日付けの月額変更により47万円から36万円に減額されていることが確認できる上、当該期間に被保険者資格を有する元従業員31人のうち、申立人と同様に同日付けで標準報酬月額が減額されている従業員が申立人のほかに19人確認できる。このことについて、当時の事業主は高齢のため、当時の状況を確認することができないことから、当時の役員等から聴取したところ、「事業主がすべて対応していたた

め分からない。」としており、標準報酬月額の変額に係る届出の経緯等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の給与明細書を所持していないものの、申立人と同様に平成5年11月及び同年12月に係る標準報酬月額が53万円から36万円に、53万円から41万円にそれぞれ減額されている元従業員二人が所持する給与明細書を見ると、当該期間の厚生年金保険料の控除額は、減額された後の標準報酬月額に見合う保険料よりも高い保険料を控除されており、減額される前の標準報酬月額に見合う保険料と一致することが確認できる。

さらに、申立人と同様に平成5年11月及び同年12月に係る標準報酬月額が減額されている元従業員（上記とは別の者）が所持する、申立てに係る事業所が当時作成した厚生年金保険の届出等に係る資料を見ると、社会保険庁の記録どおり標準報酬月額を減額する届出を行っていることが確認できる。

申立てに係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたかについては、これを確認できる資料は無いが、上記の元従業員における厚生年金保険料の控除の状況から、申立人の平成5年11月及び同年12月の厚生年金保険料は、減額される前の標準報酬月額に見合う保険料が控除されていたと推認できる。

以上のことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、減額される前の社会保険事務所の記録により、平成5年11月及び同年12月を47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主から供述を得ることができないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成6年1月から11年7月（同年8月10日）までの期間については、申立人は当該期間に係る給与明細書を所持していない上、上記の元従業員が所持する当該期間の給与明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらず、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を昭和52年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、51年9月を6万4,000円、同年10月から52年2月までを8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から52年3月10日まで

昭和48年11月から52年3月までA社(申立期間途中から事業所名をB社に変更)で勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。51年7月から52年1月までの分及び52年3月分の給与明細書から、厚生年金保険料が控除されていることは間違い無いため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給与明細書から、申立人が昭和52年3月途中までA社(社名変更後のB社を含む。)で継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録によれば、i) A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日及び申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日はいずれも昭和51年9月30日であること、ii) 同日には同社において被保険者であった者(7人)すべてが被保険者資格を喪失していること、iii) i及びiiの処理が52年3月14日に進達されたことが確認できる。

また、登記簿によると、A社は、昭和51年10月4日に社名をB社に変更しているが、社会保険庁の記録によると、同社は52年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所としての記録が無い。

しかしながら、申立人は、A社が適用事業所でなくなった日である昭和51

年9月30日の前後において、社名は変わったものの、勤務形態等に変更はなかったとしている上、複数の元同僚からも同様の供述が得られたことから、A社及びB社は、継続して適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の記録から、昭和51年9月を6万4,000円、同年10月から52年2月までを8万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間において、適用事業所でありながら社会保険事務所に全喪の届出を行っていたと認められることから、社会保険事務所は申立人に係る昭和51年9月から52年2月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 12 月 1 日から 36 年 1 月 4 日まで
② 昭和 36 年 1 月 4 日から 38 年 4 月 28 日まで
③ 昭和 38 年 9 月 16 日から 39 年 4 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 7 月 16 日まで
⑤ 昭和 39 年 9 月 5 日から同年 12 月 31 日まで

平成 16 年に年金受給手続のために訪れた社会保険事務所において、昭和 41 年 8 月に脱退手当金が支給された記録があると教えられた。私は、40 年 10 月に結婚、その後、41 年 10 月に出産し、そのころは、初めての出産による体調不良のため、入退院を繰り返していた時期であった。何より、私自身は、厚生年金に対する知識も加入していたという認識すらも無かったので、私がそのような手続を行うはずが無い。

申立期間に係る脱退手当金を受給していないので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 41 年 8 月 27 日に支給決定されたこととなっている上、申立期間⑤に係る事業所において申立人と同時期に退職し、脱退手当金を受給した元同僚によると、脱退手当金の請求手続を自分自身で行ったと証言していることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人に係る社会保険庁の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の脱退手当金を支給したとされる日は、婚姻日の約 10 か月後であるにもかかわらず、被保険者名簿、被保険者原票及び厚

生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更手続きが行われておらず旧姓のままである。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっている上、申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日以降で、脱退手当金を支給されたとする日以前の共済被保険者期間についても退職一時金の受給手続きは行われていないことから、申立人が申立期間の脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和35年6月4日）及び資格取得日（36年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月4日から36年2月1日まで

私は、昭和34年12月7日に入社以来、継続してA社に勤務していたが、35年6月4日から36年2月1日までの間が空白になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は、A社において昭和34年12月7日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、35年6月4日に同資格を喪失後、36年2月1日に同社において再度同資格を取得しており、35年6月4日から36年2月1日までの被保険者記録が無い。

しかし、申立人の妹及び元同僚3人は、「申立人は申立期間当時もA社に継続して勤務しており、勤務状況に特段の変化は無かった。」と証言しており、申立人の妹及び元同僚については、申立期間において同社に勤務した期間について、すべて厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員4人によると、「同社においては、アルバイトやパートなどの勤務形態に区別なく、勤務していた者は厚生年金保険に加入していた。」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の標準報酬月額が同額(1万6,000円)であることから、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は平成元年4月30日に解散しており、申立期間当時の代表取締役ほか役員がすべて亡くなっているため、申立期間に係る厚生年金保険料の納付状況を確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和35年6月から36年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和37年6月1日から同年8月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月から37年3月まで
② 昭和37年3月から同年11月まで
③ 昭和62年10月から63年6月まで

私は、A市に住んでいた昭和34年5月から2年弱、B社に勤務していたが、このうち2か月間ほどは夫の扶養に入っていたと記憶している（申立期間①）。

昭和37年3月に、B社を退職してC市に転居し、D社の寮に住み込みで勤務していた（申立期間②）。

昭和62年10月からはE社に勤務していたが、並行してF社でもアルバイトをしていた。63年7月にF社で常勤となったので、その前月末まではE社に勤務していたと思う（申立期間③）。

いずれの期間も厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②のうち、昭和37年6月1日から同年8月1日までの期間については、未だ基礎年金番号に統合されていない、D社における厚生年金保険被保険者記録（厚生年金保険被保険者名簿の記号番号：*）が調査の過程において判明し、当該被保険者の姓は申立期間当時に申立人が名乗っていた旧

姓と、名は申立人の本名とそれぞれ一致していることが確認できる。

また、戸籍の附票によると、申立人の住所地は、申立期間の始期に当たる昭和37年3月14日から、D社の所在地であることが確認できる上、複数の元同僚の証言からも、正確な期間の特定はできないものの、当時、申立人が同社において住み込みで勤務していたことが推認できる。

これらのことから、上記の基礎年金番号に未統合の被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人は、申立期間においてD社に勤務し、事業主は、申立人が昭和37年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年8月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、昭和37年6月及び同年7月の標準報酬月額については、未統合の厚生年金保険被保険者記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②のうち、未統合記録を統合する以外の期間については、前述のとおり、戸籍の附票から、申立人がD社に在籍していたことは推認できるものの、申立人の在籍期間や厚生年金保険への加入、保険料控除の有無については、複数の元同僚の証言からは確認できず、事業主に照会しても、当時の資料が無く、不明である。

2 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人がB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の記憶はあいまいである上、B社に係る申立人の雇用保険の記録は無く、申立人が勤務していた期間を特定することが困難である。

また、申立人は、「B社に勤務していたが、このうち2か月間ほどは夫の扶養に入っていたと記憶している。」と述べているところ、元同僚が記憶する既婚女性の同僚のほとんどは、社会保険事務所の記録ではB社に係る厚生年金保険被保険者の記録が確認できないことから、当時、事業主は既婚者の女性従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人の在籍期間や厚生年金保険への加入、保険料控除の有無については、事業主に照会しても、当時の資料が無く、不明である。

加えて、社会保険事務所が管理する申立期間①に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の記録は確認できない上、同名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

3 申立期間③については、元同僚の証言により、申立人がE社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の記憶はあいまいである上、E社に係る申立人の雇用保険の記録は無く、申立人が勤務していた期間を特定することが困難である。

また、申立人の在籍期間や厚生年金保険への加入、保険料控除の有無につ

いては、E社は既に解散しており、事業主の所在を確認できないため、事業主に照会することができず、不明である。

さらに、元同僚10人中6人は、E社における採用日と厚生年金保険被保険者資格取得日が相違（3か月から2年8か月程度）していると証言しており、当該事業所では、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないことが推認できる。

加えて、申立人は、申立期間③において、E社で勤務しながら他の会社でも掛け持ちで勤務していたと供述しており、同社において、厚生年金保険被保険者資格の要件を満たしていなかった可能性もある。

- 4 このほか、申立期間①、申立期間②のうち未統合記録を統合する以外の期間及び申立期間③については、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、申立期間②のうち未統合記録を統合する以外の期間及び申立期間③に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年4月から9年9月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成8年4月から同年12月までは36万円、9年1月は38万円、同年2月から同年9月までは36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月1日から10年2月28日まで

A社で勤務した平成5年12月1日から10年2月28日までの標準報酬月額は、私が保管している給与明細書にある支給額とかなりの差があるので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成8年4月から9年9月までについては、社会保険庁の記録において、申立人の標準報酬月額は22万円となっているものの、申立人が所持する給与明細書から、申立人の給与支給額（報酬月額）に基づく標準報酬月額は、8年4月から同年12月までは36万円、9年1月は41万円、同年2月から同年9月までは36万円であることが確認できる。また、当該給与明細書から、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、8年4月から9年9月まで、38万円であることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに

基づく標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年4月から同年12月までの期間及び9年2月から同年9月までの期間の標準報酬月額については、給与支給額に基づき36万円に、また、平成9年1月の標準報酬月額については、保険料控除額に基づき38万円にそれぞれ訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成5年12月から8年3月までの期間及び9年10月から10年1月（同年2月28日）までの期間については、申立人が所持する給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と、社会保険庁で記録されている標準報酬月額が一致することから、当該期間の標準報酬月額を訂正する必要性は認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から56年3月まで

昭和43年8月に勤めていた会社を退職した後、すぐに市役所で国民健康保険の手続に合わせて国民年金に加入した。加入後の保険料は市役所で納めてきたが、加入当初は国民年金手帳に印紙を貼ってもらっており、しばらくしてからは納付書で納めてきた。

昭和56年ごろから2年ほど保険料を未納にしていた期間があったが、58年に保険料を納めに市役所に行ったところ、窓口で私の国民年金の加入記録は全く無いと言われた。

昭和58年当時も領収書などが無かったので、国民年金保険料の納付を証明することができず、仕方がなく2年間分だけさかのぼって保険料を納めたが、43年8月から56年3月までは間違い無く保険料を納めてきたので私の国民年金の加入記録と納付記録が消されたことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年8月に市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は58年3月1日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、市役所では、転出者及び転入者など国民年金に加入したことのあった者を含めた国民年金被保険者索引票を昭和48年ごろまで作成しているが、その索引票において申立人の氏名は確認できない上、市の国民年金収滞納一覧表にも、申立期間当時に、申立人が国民年金の被保険者であったことをうかがわせる記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料額を覚えていない上、申立期間当時の国民年金手帳を所持していたとする記憶も曖昧である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年7月から51年3月まで

私は、当時の記憶が定かではないが、夫が昭和53年7月に付加保険料の手続をしたところに、特例納付の話を聞いたので、夫婦で何度も話し合いをして、市役所に赴いて夫婦二人分の保険料を100万円程度、一括で特例納付した。

ところが、平成20年に65歳になるので、銀行の年金相談に赴いたところ、昭和38年7月から51年3月までの期間の私の年金記録が無いことが分かり、納付できず第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に夫婦で国民年金に加入したとしているが、市が保管する申立人夫婦連名による国民年金被保険者資格取得・喪失届を見ると、申立人夫婦は、53年7月に国民年金の加入の届出を行っていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の同手帳記号番号が同年8月8日に夫婦連番で払い出されていることとも一致しており、申立内容とは相違している。

また、上記の国民年金被保険者資格取得・喪失届を見ると、申立人夫婦に対して昭和51年4月から53年9月までの現年度及び過年度の納付書が発行されていることが確認でき、このうち、51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料が54年4月18日に過年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認できるものの、申立期間に係る特例納付の納付書を作成したとする記録までは確認できない。

さらに、申立人が特例納付をしたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の主張以外に申立人が特例納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から51年3月まで

私は、当時の記憶が定かではないが、昭和53年7月に付加保険料の手続をしたところに、特例納付の話聞いたので、夫婦で何度も話し合いをして、市役所に赴いて夫婦二人分の保険料を100万円程度、一括で特例納付した。

ところが、平成20年に妻が65歳になるので、銀行の年金相談に赴いたところ、昭和42年9月から51年3月までの期間の私の年金記録が無いことが分かり、納付できず第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月に夫婦で国民年金に加入したとしているが、市が保管する申立人夫婦連名による国民年金被保険者資格取得・喪失届を見ると、申立人夫婦は、53年7月に国民年金の加入の届出を行っていることが確認できる上、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人夫婦の同手帳記号番号が同年8月8日に夫婦連番で払い出されていることとも一致しており、申立内容とは相違している。

また、上記の国民年金被保険者資格取得・喪失届を見ると、申立人夫婦に対して昭和51年4月から53年9月までの現年度及び過年度の納付書が発行されていることが確認でき、このうち、51年4月から53年3月までの期間の国民年金保険料が54年4月18日に過年度納付されていることが社会保険庁の記録により確認できるものの、申立期間に係る特例納付の納付書を作成したとする記録までは確認できない。

さらに、申立人が特例納付をしたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の主張以外に申立人が特例納付をしたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から53年3月まで
昭和51年に会社を退職し、すぐに市役所で国民年金への加入手続をし、同時にオレンジ色の表紙の手帳をもらった。私の主人は自営業なので、主人の保険料と一緒に納付したと思う。

当時は婦人会の方が集金にいられていたもので、昭和51年3月から53年3月まで未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、ただちに国民年金及び国民健康保険に加入し、自営業で常に店舗で仕事をしていたその夫が、地域の納付組織を通じて国民年金保険料を納付してくれていたはずであると主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、53年9月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認される。したがって、申立人は申立期間の大部分の国民年金保険料を過年度納付することができるが、過年度納付を行うに当たっては、地域の納付組織を通じた納付は困難である上、申立人は申立期間の保険料の納付に直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の夫も既に死亡しているため、過年度納付を含めた保険料の納付状況が不明である。

また、昭和51年3月ごろに申立人が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年6月から62年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から62年2月まで

私は、平成3年か4年ごろに、金融機関で、妻が経営する店の運転資金の融資を受けた。

その時に、金融機関の支店の担当者から国民年金保険料の未納があれば、融資を受けられないとの説明があったので、後日、同支店で申立期間の保険料を一括して納付したのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、金融機関の支店の担当者から、国民年金保険料の未納があれば融資を受けられないとの説明を受けたとしているが、同支店長によると、「融資の条件として、国民年金保険料の未納があれば融資を行わないとする条件は無かった。」としており、申立人の記憶と相違している。

また、申立人は、平成3年か4年ごろに、申立期間の国民年金保険料を一括で納付したとしているが、制度上、申立期間は時効により、国民年金保険料を納付することができなかつた期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和35年1月ごろから同年7月1日までの期間、39年8月ごろから同年12月ごろまでの期間、同年12月ごろから40年4月ごろまでの期間及び同年4月ごろから同年10月ごろまでの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、昭和37年3月1日から39年8月15日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年1月ごろから同年7月1日まで
② 昭和37年3月1日から39年8月15日まで
③ 昭和39年8月ごろから同年12月ごろまで
④ 昭和39年12月ごろから40年4月ごろまで
⑤ 昭和40年4月ごろから同年10月ごろまで

社会保険事務所の記録では、A社（申立期間①）、B社（申立期間③）、C社（申立期間④）、D社（申立期間⑤）に勤務していた厚生年金保険の被保険者期間が欠落しているため、私がこれらの事業所に勤務していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務していた期間のうち、手当等で給与額が多かった時期（申立期間②）の標準報酬月額が低くなっているため、実際の給与支給額に見合う厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、元同僚の名前を記憶していない上、申立期間当時にA社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員から聞き取りを行ったが、申立人が申立期間①に当該事業所に在籍していたこ

とについて具体的な証言を得ることができない。

また、当該事業所の元専務によると、申立期間①当時は試用期間が6か月程度あり、試用期間中は厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料も控除していなかったとしている。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間を含む昭和35年1月1日から申立人の資格取得日の同年7月1日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が34人確認されるが、同名簿の健康保険の番号には欠番は無く、資格取得日順に記載されており、記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間①においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、「当該期間の給与は高額で厚生年金保険料も以前より多く控除されていた。」としているものの、申立人は、給与から控除されていた厚生年金保険料額を覚えていない。

また、社会保険事務所が管理するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には、申立人の標準報酬月額^{そきゅう}を遡及して訂正するなどの不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる記録は無く、申立人に係る厚生年金保険記録に不自然な点は見られない。

さらに、A社の元専務は、「標準報酬月額の算定に、基本給等の固定給以外の諸手当等は含めていなかったし、社会保険事務所に届け出ている標準報酬月額に基づいて給与から保険料を控除していたと思う。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

- 3 申立期間③については、申立人は、元同僚の名前を記憶していない上、申立期間③当時にB社E支社及び同社F支社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員から聞き取りを行ったが、申立人が申立期間③に当該事業所に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

また、申立期間③当時に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している元G職の一人（資格取得日は昭和39年12月1日）は、「私が入社したのは39年9月ごろで、入社当初は研修などがあり、厚生年金保険の被保険者ではなかったかもしれない。」としており、現在の事業主は、「49年以前は、G職の者については、採用後6か月程度は厚生年金保険に加入させておらず、給与から保険料も控除していなかった。」と証言している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被

保険者名簿を見ると、申立期間③を含む昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 1 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が 106 人確認できるが、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の健康保険の番号には欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間③において B 社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

- 4 申立期間④については、申立人は、元同僚の名前を記憶していない上、申立期間④当時に C 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員から聞き取りを行ったが、申立人が申立期間④に当該事業所に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

また、元従業員によると、「申立期間④当時には、正社員以外にもアルバイト等の従業員が存在しており、全員が入社当初から厚生年金保険の被保険者となっていたわけではない。」としており、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間④を含む昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が 56 人確認できるが、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の健康保険の番号には欠番は無く、記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立期間④当時に当該事業所で作成された健康保険厚生年金保険被保険者台帳の記録が、社会保険事務所が保管する上記の被保険者名簿の記録と一致していることが確認できるところ、当該事業所は、同台帳に申立人についての記載は無いことから、申立人の厚生年金保険の加入手続は行っておらず、厚生年金保険料も給与から控除していないとしている。

このほか、申立人が申立期間④において C 社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

- 5 申立期間⑤については、申立人は、元同僚の名前を記憶していない上、申立期間⑤当時に D 社において厚生年金保険被保険者資格を有する元従業員から聞き取りを行ったが、申立期間⑤当時の元事務担当者は、「申立人の名前は覚えているが、在籍期間までは分からない。」としており、申立人が申立期間⑤に当該事業所に在籍していたことについて具体的な証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間⑤を含む昭和 40 年 2 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した者が 19 人確認できるが、申立人の氏名は見当たらない上、同名簿の健康保険の番号には欠番は無く、

記録に不自然な点は見られない。

さらに、申立期間⑤当時の元事務担当者及び別の元事務担当者は、「資格取得手続きを行わないと資格取得時の標準報酬月額を算定することもないので、給与から保険料を控除することはなかった。」とそれぞれ証言している上、後者の元事務担当者は、「申立期間⑤当時には、正社員以外にもアルバイトや日雇い等の正社員以外の従業員が存在しており、正社員以外は厚生年金被保険者となっていなかった。正社員の場合も、本人の希望で加入するかどうかを決めていたので、入社してすぐに厚生年金保険に加入していたわけではなかった。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間⑤においてD社に勤務し、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

- 6 また、申立人は、申立期間①、③、④及び⑤について、給与から厚生年金保険料が控除されていたとしているものの、申立人は、控除されていたとする厚生年金保険料額を覚えていない上、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い。

さらに、公共職業安定所に照会したところ、昭和40年3月以前の被保険者記録は保存されておらず、雇用保険の加入状況は不明であるが、同年4月以降となる申立期間④及び⑤については、申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

- 7 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

また、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1113

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 9 月 1 日から 13 年 1 月 26 日まで

私は、昭和 41 年から A 社を経営し、社会保険関係の手続も自分で行っていたが、平成 13 年 1 月に経営が行き詰まり、弁護士に自己破産の申請を依頼した。その際、会社及び個人の書類等をすべて提出したため、手元には証明出来る書類は無い。当時、弁護士から問い合わせ等があったが、相談されることは一切無いまま破産手続が進行し、10 年 9 月から 12 年 12 月までの標準報酬月額が訂正されていることも全く知らなかったため、元の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A 社は、平成 13 年 1 月 26 日に全喪しており、その 7 日後の同年 2 月 2 日に、申立人の 10 年 9 月から 12 年 12 月までの標準報酬月額は、20 万円であったものが 9 万 8,000 円にさかのぼって訂正されたことが確認できるが、申立人は、当該遡^{そきゅう}及訂正について、覚えが無いと申し立てている。

一方、A 社の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

ところで、申立人から破産手続の依頼を受けた弁護士によると、「書類上『B』、『免責の破産決定』となっている。会社の整理という認識はなかった。」と証言している上、登記簿謄本によると、A 社は平成 14 年 12 月 3 日に商法第 406 条ノ 3 第 1 項の規定に基づき、職権により解散していることが確認できることから、当該弁護士が同社の清算手続に関与し、同社の全喪手続及び標準報酬月額の訂正手続を独断で行ったとは考え難い。

次に、銀行から提出された A 社の社会保険料振替口座の記録によると、平成

10年9月、同年11月及び11年4月から同社が全喪する12年12月までの期間に係る合計23か月分の社会保険料が、残高不足により振替されていないことが確認でき、申立期間に係る標準報酬月額が訂正が行われた13年2月2日当時、社会保険料の滞納が相当額あったと推認できる。

このことから、A社は、平成13年1月当時、経営をめぐる何らかの事情により、厚生年金保険料滞納額を減額するために、申立人に係る標準報酬月額を10年9月1日にさかのぼって訂正する申出を行ったとみるのが自然である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 53 年 4 月 4 日まで

私は、昭和 50 年 10 月 16 日から 53 年 4 月 4 日まで A 社で勤務していたが、51 年 8 月 1 日以降の標準報酬月額が当時もらっていたと記憶する給与より低い 9 万 8,000 円とされているので、給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に支給されていた報酬月額と社会保険事務所に記録されている標準報酬月額が相違していると主張しているが、給与明細書等の関連資料が無いことから、申立期間に係る厚生年金保険料控除額及び報酬の総額を確認することができない。

また、A 社は、社会保険庁の記録によると、昭和 53 年 4 月 4 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、登記簿の記録においても、同月 24 日に破産宣告されている上、元事業主によると、同社の破産手続に伴い資料はすべて破産管財人に提出しており、申立期間当時のことは分からないとしていることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人と同様に昭和 51 年 8 月の月額変更により標準報酬月額が 3 等級以上引き下げられている元従業員 16 人が確認でき、このうち連絡先が判明し聞き取り調査を行うことができた 8 人は、全員が当時の給与明細書を所持しておらず、当時の報酬額及び保険料控除額等が確認できない上、そのうち二人は、「社会保険庁に記録されている標準報酬月額は正当なものである。」と証言している。加えて、同名簿を見ても、標準報酬月額が遡及して訂

正された痕跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1115

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月11日から28年3月31日まで

私は、昭和26年4月11日にA社（現在は、B社）に臨時工員として入社後、46年9月30日に退職するまでの間、継続して勤務しており、給与明細書は無いが、源泉徴収票、雇用契約書等の関連書類を所持しており、給与から毎月厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年4月11日から46年9月30日までの間、B社において継続して勤務したとしているところ、同社による在籍証明書及び雇用保険の被保険者記録等から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社によると、申立人が昭和27年8月1日に同社の健康保険組合の被保険者資格を取得したことは確認できるものの、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料が残っていないため、厚生年金保険に係る届出状況等については確認することができないとしている。

また、申立人は臨時工員として採用された旨の雇傭契約書を所持しているが、B社によると、申立期間当時、臨時工員を厚生年金保険に加入させていたかどうかについては不明であるとしている。

さらに、申立人が所持する昭和27年分の源泉徴収票に記載されている社会保険料控除額については、その内訳が不明であるため、源泉徴収票に記載されている給与支給額から推定される報酬額に見合う健康保険料及び厚生年金保険料並びに雇用保険料を試算したが、これらの合計額は、源泉徴収票に記載されている控除額を大きく上回ることから、厚生年金保険料が控除されていたも

のと推認することができない。

加えて、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証を見ると、資格取得日は昭和 28 年 4 月 1 日と記載されている上、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、28 年 4 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認できる。また、同名簿を見ても、それ以前に申立人の氏名は確認できない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 25 日から 33 年 1 月 11 日まで
② 昭和 33 年 2 月 14 日から 34 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 4 月 25 日に A 社に入社し、翌 33 年 1 月 11 日まで勤めてから退社したが、再度、同年 2 月 14 日に同社に入社し、34 年 6 月 1 日に退社した。しかし、同社での勤務期間について、厚生年金保険の加入記録が全く無いのは納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び元同僚の証言から、申立人が A 社で勤務していたことは推認できるが、同社については、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録を確認することができない。

また、A 社で会計、経理、庶務等を担当していた元同僚は、「同社は従業員 10 人程度の個人企業であり、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、従業員の給与から保険料を控除していなかった。したがって、自分も同社に係る厚生年金保険の記録が無い。」と証言しており、申立人が記憶する他の元同僚も、「自分の同社における勤務期間の被保険者記録は無い。」としている。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1117

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 8 月から 40 年 1 月まで

私は、親友に紹介され、A社B店で勤めた。従業員は30人ほどであった。同社で勤めていた元同僚には厚生年金が支給されているが、私には同社での厚生年金保険の被保険者記録が全く無く、申立期間に被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な記憶及び元同僚二人の証言から、申立人がA社B店で勤務していたことは推認できるものの、勤務期間を特定することができない。

また、申立人が記憶する元同僚に係る厚生年金保険被保険者記録を確認できる複数の適用事業所（A社、A社C店、D社B店及びA社B店）について、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿等を確認したものの、申立人の氏名は見当たらない上、健康保険の番号に欠番は無く、記録に不自然な点もみられない。

さらに、i) A社の事務室で勤務していた3人の元同僚及び当該事業所の元事業主の息子は、「事務室と店は管理が別で、店については元店長が給与等のすべてを管理しており、店員の多くについては厚生年金保険に加入させていなかったはずである。」と証言していること、ii) 複数の元店員も、当該元店長が店員の採用や給与額等を決めていたと証言していること、iii) 多くの元同僚は、同店の従業員（30人程度）のうち、少なくとも半数はE国人であったとしているところ、社会保険庁のオンライン記録により、当該元店長がA社B店において被保険者資格を取得した昭和40年9月末時点において、当該事業所におけるE姓とみられる店員の被保険者は当該店長を含めて3人のみであることが確認できること等から、当該事業所においては、すべての店員を厚生年

金保険に加入させていたわけではなかったものと推認される。

加えて、当該元店長及び申立期間当時の当該事業所の事務担当者は既に死亡しており、申立期間当時の状況について聴取することができない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 1118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 28 日から 47 年 10 月 31 日まで

私は、昭和 46 年 8 月に A 社に入社し、途中社名は変更になっているものの、業務内容に変更は無く、同じ事業所で 48 年 6 月まで勤務していた。

社会保険庁の記録によると、私の A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 12 月 28 日から 47 年 10 月 31 日までの期間について、A 社において継続して勤務していたとしているところ、同社の元従業員二人によると、「勤務期間は不明であるが、申立人は同社に勤務していた。」と証言しており、そのうち一人によると、「同社は、経営不振により厚生年金保険に係る全喪の届出を行った後も、事業は続けていた。」と証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、A 社は、上記の元従業員の証言どおり昭和 46 年 12 月 28 日付けで全喪していることから、申立期間は、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、申立人と同様に昭和 46 年 12 月 28 日に A 社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した元従業員 9 人のうち、連絡先が判明し聞き取り調査を行うことができた 3 人によると、「当時の給与明細書を所持していないため、申立期間に保険料を控除されていたかどうかは分からない。」としている上、そのうち一人によると、「A 社の事業主から経営不振により厚生年金保険から離脱するとの説明を受けた。」と証言している。

さらに、申立期間当時の事業主は所在が不明であり、当時の状況について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月1日から37年1月1日まで
② 昭和37年1月1日から39年1月1日まで
③ 昭和39年1月1日から44年1月1日まで

私は、A社B事業所で、昭和37年ごろから43年まで（申立期間①から③までは、それぞれ別の現場）、夫と一緒に働いていたが、その間の夫婦二人分の厚生年金保険料が未納となっていることを知った。社会保険事務所に調査を依頼したところ、私達夫婦の厚生年金被保険者としての記録は、A社には該当が無く、B事業所は加入事業所ではないため確認できないとのことだった。

一方で、私達夫婦は、国民年金に加入し、昭和36年4月から37年3月までの12か月分と、申立期間③の3か月後からは128か月分の国民年金保険料を納付している。申立期間①から③までは国民年金保険料を納めていなかったが、このことが、当時厚生年金保険に加入していた証拠ではないか。また、治療を受けた病院名までは覚えていないが、健康保険証も所持していた。

公共職業安定所に請求したところ、一部に雇用保険の記録が見つかったので、少なくとも、雇用保険の記録がある期間については、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人の夫と同じ職であった、A社B事業所の元同僚の証言、及び申立人が所持する写真から、正確な期間は不明ではあるものの、申立人が当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人によると、B事業所は、A社の下請事業所であったとしており、申立人が厚生年金保険に加入する場合には、B事業所において加入

することとなるが、社会保険庁の記録において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、元同僚は、「所得税と失業保険料は給料から差し引かれていたが、厚生年金保険には誰も加入していなかった。」と証言しており、社会保険庁の記録においても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間において、B事業所の事務所で事務を担当していたとする当該元同僚の妻についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人が、申立人の夫（昭和9年*月生まれ）と同年齢で同じ現場監督をしていたと記憶する別の元同僚について、社会保険庁のオンライン記録により確認したところ、当該元同僚の氏名と同姓同名で生年月日が昭和7年度から11年度までの者が12人確認できたが、いずれも申立てに係る事業所での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月1日から37年1月1日まで
② 昭和37年1月1日から39年1月1日まで
③ 昭和39年1月1日から44年1月1日まで

私は、A社B事業所で、昭和37年ごろから43年まで（申立期間①から③までは、それぞれ別の現場）、妻と一緒に働いていたが、その間の夫婦二人分の厚生年金保険料が未納となっていることを知った。社会保険事務所に調査を依頼したところ、私達夫婦の厚生年金被保険者としての記録は、A社には該当が無く、B事業所は加入事業所ではないため確認できないとのことだった。

一方で、私達夫婦は、国民年金に加入し、昭和36年4月から37年3月までの12か月分と、申立期間③の3か月後からは128か月分の国民年金保険料を納付している。申立期間①から③までは国民年金保険料を納めていなかったが、このことが、当時厚生年金保険に加入していた証拠ではないか。また、治療を受けた病院名までは覚えていないが、健康保険証も所持していた。

公共職業安定所に請求したところ、一部に雇用保険の記録が見つかったので、少なくとも、雇用保険の記録がある期間については、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時に申立人と同じ職であった、A社B事業所の元同僚の証言、及び申立人が所持する写真から、正確な期間は不明ではあるものの、申立人が、当該事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人によると、B事業所は、A社の下請事業所であったとしており、申立人が厚生年金保険に加入する場合には、B事業所において加入

することとなるが、社会保険庁の記録において、B事業所が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、元同僚は、「所得税と失業保険料は給料から差し引かれていたが、厚生年金保険には誰も加入していなかった。」と証言しており、社会保険庁の記録においても、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間において、B事業所の事務所で事務を担当していたとする当該元同僚の妻についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、申立人（昭和9年*月生まれ）が自分と同年齢で同じ職をしていたと記憶する別の元同僚について、社会保険庁のオンライン記録により確認したところ、当該元同僚の氏名と同姓同名で生年月日が昭和7年度から11年度までの者が12人確認できたが、いずれも申立てに係る事業所での厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 1 日から 56 年 5 月 1 日まで

私は、A社の取締役であり、申立期間において、高額の給与に見合う厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、社会保険庁の記録にある標準報酬月額は実際の給与より大幅に低いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の給与明細書から確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う申立期間の標準報酬月額については、いずれも、社会保険庁の記録で確認できる標準報酬月額よりも高いことが確認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が遡及訂正されるなどの不自然な点は認められない上、申立人は、自身がA社の代表取締役であったとしており、社会保険事務所の記録でも申立人が事業主とされている。

申立人は、会社の経理等の事務については事務員と税理士に委ねており、自身は社会保険事務に関わっていなかったとしているが、事業主として標準報酬月額に基づく保険料の納付義務を履行する職責にあり、事業所の解散の際においては、弁護士に依頼し、社会保険料の滞納整理にも関わっているにもかかわらず、当該社会保険及び給与計算に係る事務に関与していなかったとは認められない。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知

り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらのことから、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和32年4月1日から37年3月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、昭和37年3月1日から同年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から37年4月1日まで

私は、昭和32年4月にA社に就職し、本店を最後に、37年4月1日付けで退職したが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格があったのは同年3月1日までとなっている。

また、社会保険庁の記録によると、私がA社で厚生年金保険に加入していた期間については、昭和37年8月に脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は、当時、同僚の多くが脱退手当金を受け取っている中で、脱退手当金の受給手続のために社会保険事務所に行ったことも無く、受け取った覚えも全く無い。

厚生年金保険の加入期間と脱退手当金の支給について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら脱退手当金の受給手続を行っていないとしているが、社会保険事務所が管理するA社B支店（本店の社員は、B支店において厚生年金保険に加入）に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和37年3月1日）前後に同社を退職し、かつ脱退手当金の受給要件を満たしていた女性21人（申立人を除く。）について調査したところ、18人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち、脱退手当金の受給手続を自分で行ったとする4人を除いた14人は、いずれも厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年以内に支給決定されている上、支給決定日が同じで

ある者も確認できることなどから、事業主による代理請求が行われていた可能性が高い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されている昭和37年3月1日から約5か月後の同年8月1日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはみられない上、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、申立人は、脱退手当金の支給対象となった期間の後から昭和37年4月1日までの1か月間は、A社本店に勤務していたと主張しているが、後に同社の人事業務を引き継いだC社によると、「退職給与金記入帳に、申立人と同じ氏名の本店所属の社員に対し、昭和37年3月14日に退職一時金6万4,000円を支払った旨の記載がある。」としていることから、申立人が同日以前に退職していることが推認できる。

このほか、申立人が昭和37年4月1日まで当該事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月16日から63年9月8日まで

私の夫は、昭和60年3月ごろから、A社に入社し、病気で亡くなる63年9月7日まで、同社で継続して勤務していた。

仕事にまじめで責任感が強かった夫は、社長の片腕として同社の事業に積極的に取り組んでいたにもかかわらず、社会保険庁の記録に、当該期間に係る厚生年金加入記録が存在していないことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の証言から、申立人がA社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元事業主によると、「申立人が在籍中に亡くなったことは記憶にあるが、申立人の在籍期間は半年程度であった。」と証言している上、昭和63年3月ごろに入社した元同僚も、申立人より先に入社したとしている。これらの証言から、申立人は、少なくとも63年3月以降に入社したこととなり、申立人が申立期間の当初からA社で在籍していたとは考え難い。

また、元事業主は、「申立期間当時は人手不足で、腕の良いB職は、給与の手取りが減ると同業他社に移ってしまうことから、当時のB職については、給与から所得税や社会保険料等を控除することなく、全額支払っていた。」と証言している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 1 月 1 日から 38 年 1 月 25 日まで
② 昭和 39 年 5 月 1 日から 43 年 4 月 1 日まで

私は、A社を昭和 38 年 1 月 24 日に結婚のため退職し、脱退手当金を受け取った。しかし、事情があり、入籍すること無く、3か月で実家に戻り、39年5月1日に再度、同社に就職した。その後、43年3月31日に2度目に退職した時は、結婚退職では無かったので、脱退手当金は受給しなかった。同社を1度目に退職した際には脱退手当金を受給しているが、2度目に退職した際には受給していない。2度目の退職の際は、その後も、働く意思を持っており、脱退手当金を受け取るはずが無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する厚生年金保険脱退手当金支給報告書によると、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給記録が確認できる上、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者原票においては、「脱」の表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和43年6月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあっても、そのほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 10 年 7 月 21 日から 12 年 5 月 20 日まで
② 平成 13 年 3 月 27 日から 18 年 3 月 28 日まで

A社及びB社に係る厚生年金保険加入期間に疑義があり、調査、訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人に係る雇用保険加入記録及びA社が発行した申立人に係る在職証明書から、申立人が当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「申立人は、平成 10 年 7 月 20 日まで正社員であったが、同月 21 日以降は臨時社員として取扱い、社会保険加入はなかった。」と証言しており、同社が保管する申立人に係る平成 11 年度の給与明細書の控えを見ても、厚生年金保険料の控除は確認できない。

また、複数の元同僚は、「会社全体としては 60 人の社員がいたが、そのうち社会保険の加入があった正社員は 30 人くらいだった。所得が低いことから、各種社会保険料の天引きを避けるため、アルバイト契約に切り替える人が多数いた。」旨、それぞれ証言しており、申立人が申立期間①において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該元同僚が記憶する正社員数は、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間①の厚生年金保険被保険者数とほぼ一致する。

さらに、申立人は、申立期間①の期間中の平成 12 年 3 月 28 日から現在に至るまで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与

から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立てに係る事業所であるB社が発行した申立人に係る在職証明書から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社は既に廃業しており、申立期間②における申立人の勤務状況及び勤務期間は特定できず、厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない上、当時の元事業主は、「申立人のことは覚えていません。当時、入社の際に、社会保険に加入する正社員となるか、社会保険に加入しないパート・アルバイト社員となるか、本人に確認していました。申立人の場合は、パート・アルバイト社員を選択したので、社会保険には加入していないと記憶しています。地震の後でもあり、手取りを増やしたい人が多かったので、当時、パート・アルバイト社員の方が正社員より多かったです。」と証言している。

また、複数の元同僚は、「入社時、会社から社会保険に加入するかどうか確認があり、手取りを増やしたいために社会保険に加入しない人が多かった。」、「社会保険に加入する正社員は20人、加入しない社員は60人ぐらいいた。」、「社会保険に加入している社員が15人から20人、加入していない社員が30人から40人いた。」旨、それぞれ証言しており、申立人が申立期間②において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該元同僚が記憶する正社員数は、社会保険事務所が保管するB社に係る厚生年金保険被保険者名簿で確認できる申立期間②の厚生年金保険被保険者数とほぼ一致する。

さらに、申立人は、上記1のとおり、申立期間②以前の平成12年3月28日から現在に至るまで、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。